

芦屋町学校給食センター運営審議委員会規則（昭和45年10月6日教育委員会規則第4号）

最終改正:昭和56年3月15日教委規則第5号

改正内容:昭和56年3月15日教委規則第5号 [平成19年6月30日]

---

○芦屋町学校給食センター運営審議委員会規則

昭和45年10月6日教育委員会規則第4号

改正

昭和56年3月15日教委規則第5号

芦屋町学校給食センター運営審議委員会規則

（目的）

第1条 この規則は、芦屋町学校給食センター設置条例（昭和45年条例第26号）第5条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

（事務所）

第2条 運営審議委員会（以下「委員会」という。）の事務所を芦屋町学校給食センター内に置く。

（役員）

第3条 委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 1名

（役員の選出）

第4条 委員長・副委員長は、委員の互選により選出する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたとき招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもつて成立し、議決は多数決による。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、給食センター係において行う。

（その他）

第7条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、教育長にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月15日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

---